参考資料３

水道ビジョンの主要施策と今後の課題

厚生労働省水道課において、水道ビジョンの５章、６章で掲げた主要施策毎に、目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況について整理し、目標の達成に向けて現時点での課題を抽出した。

１）水道の運営基盤の強化
２）安心・快適な給水の確保
３）災害対策等の充実
４）環境・エネルギー対策の強化
５）国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

レビュー（施策の進捗状況及び今後の課題）

１）水道の運営基盤の強化

主要施策

・新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築
・最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築
・コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【主要施策１】新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
新広域化人口率１００％				
・新広域化人口率	(68.4%)	(68.6%)	(68.8%)	(調査中)
・業務の共同化が図られている水道事業が存在する都道府県	－	－	27	－
給水カバー率１００％				
・給水カバー率	－	－	97.4%	－

達成状況

－新広域化人口率－
- 新広域化人口率は、水道用水供給事業から受水している上水道事業の給水人口及び都県営又は企業団営の上水道の給水人口を給水人口で除した値を代替指標としてきたが、事業の垂直統合や市町村合併、新たな広域化の検討状況を踏まえ、指標の定義について検討が必要ではないか。
- 新たな広域化の観点から業務の共同化を図っている水道事業が存在する都道府県数は 27 あった。

－給水カバー率－
- 給水カバー率は平成 17 年度で 97.4%となっている。今後は水道事業者が法適用外の小規模水道などの技術的管理を行っている人口を的確に把握することが課題。

進捗状況

- 各水道事業者等が、地域の状況に適した広域化、事業統合を進めることができるよう、モデル地域を設定して具体的な調査を進めると共に、これらで得られた知見により、現状分析や実施のための手順、広域化のメリット、課題等を取りまとめた「水道広域化の手引き」を作成中【国】。
- 簡易水道等の中小規模水道の維持管理の強化を行うため、民間委託等を視野に入れた共同管理の手法について調査を実施中【国】
- 市町村合併により水道事業者数が減少している【国】
- 財務省予算執行調査で簡易水道補助制度が取り上げられ、同一行政区域内の簡易水道と水道事業の統合が進むよう制度の見直しが行なわれた【国】

総合評価

- 従来の「施設の一体化」によらない「経営の一体化」、「管理の一体化」又は「施設の共同化」といった従来の広域化の概念を広げた新たな水道広域化に向けた検討や簡易水道等の小規模水道の維持管理強化に向けた共同管理手法の検討が進められており、一定の成果が得られつつある。
- 市町村合併により水道事業の統合が進んでおり、実質的に広域化が進んでいるといえる。また、市町村合併しても、まだ水道事業が統合されていない市町村もあることから、今後も事業者数の減少が見込まれる。
- 簡易水道補助制度見直しにより、今後、同一行政区域内の簡易水道と水道の事業統合が見込まれる。

今後の課題

○ 新たな水道広域化を推進するために、制度面で今後更なる検討が必要ではないか【国／都道府県等】。
○ 新たな水道広域化の検討に加え、将来的な水道の運営基盤の確保のためには持続的な経営、健全な水道施設、質の高い技術力による安定的な維持管理等が必要不可欠であることから、そのような運営基盤を確保するための水道の事業規模等についても検討が必要ではないか【国／都道府県等／水道事業者等】。

主要施策

・新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築
・最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築
・コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【主要施策２】最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
多様な連携による運営形態の最適化				
・第三者委託届出件数	17 （H15.4.1）	32 （H16.4.1）	69 （H17.4.1）	154 （H18.4.1）
・PFI 導入（契約締結）件数	2 （H15.4.1）	3 （H16.4.1）	5 （H17.4.1）	6 （H18.4.1）
水道事業に携わる技術者の確保				
・技術職員数	27,215 人	26,749 人	26,080 人	調査中
・職員以外の技術職数	－	－	2,753 人	調査中
・水道技術管理者有資格者数	－	－	17,183 人	調査中
・布設工事監督者有資格者数	－	－	14,421 人	調査中
・水道施設管理技士登録者数（累計）	－	9,390 人	12,303 人	14,145 人

達成状況

－第三者委託届出件数－
・ 第三者委託届出件数は年々増加しており、上水道事業、水道用水供給事業、簡易水道事業及び専用水道いずれにおいても増加傾向にある。
－PFI 導入件数－
・ PFI については、大規模な水道事業者等を中心に導入に関する取組が進められている。
－技術者数－
・ 水道事業に携わる技術職員数は年々減少傾向にある。職員以外の技術職数、水道技術管理者数及び布設工事監督者有資格者数については、水道統計により平成 17 年度の値が明らかとなったところであり、今後、その推移の確認が必要。
・ （社）日本水道協会において水道界の要望に基づき任意の自主資格として定めた水道施設管理技士（浄水施設管理技士(１～３級)及び管路施設管理技士(１～３級)）の登録者数は年々着実に増加している。

進捗状況

・ 第三者委託、PFI、地方自治法に基づく公の施設の指定管理者、地方独立行政法人、公共サービス改革等の民間活力を活用できる新たな経営手法に関する制度が着実に整備【国】。
・ 水道事業者等が第三者委託の実施を検討するに当たり参考となるべき検討手法及び留意事項等をまとめた「第三者委託実施の手引き」及び PFI の導入を検討するに当たり参考となるべき検討手法及び留意事項等をまとめた「水道事業における PFI 導入検討の手引き」を平成 19 年 11 月にとりまとめ【国】。
・ 水道事業者等が最適な事業運営形態を検討するに当たり参考となるべき検討手法について、平成 19 年度末を目途として、「最適な事業運営形態の検討手法に係る手引き」をとりまとめ予定【国】。
・ 立入検査等を通じて、人材の確保や職員教育、訓練等の取組を各水道事業者等において推進するよう、水道事業者等を指導【国／都道府県等】。
・ 北海道大学公共政策大学院・創成科学共同研究機構において、水道事業評価・監査に関する研究が進められている【検査機関、専門家】。

総合評価

・ 水道における第三者委託や PFI を含めた多様な運営形態についての検討が進められており、各種手引きとしてとりまとめられつつあることから、多様な運営形態により水道事業が行われていくことが見込まれる。
・ 厚生労働省では、平成 13 年度より計画的な立入検査を実施しているが、近年の指摘件数や指摘内容を見ると改善の傾向が見られているとは言えない。また、都道府県による立入検査については、全く行っていなかったり、行っていても不十分と考えられる例が見られる。このような状況を踏まえると、立入検査等に基づく指導監督の強化のみでは、信頼される事業運営が十分に確保できるとは言えない状況にある。
・ 水道事業に従事する個人の能力を明らかにするための取組は進捗しているが、水道事業を行う組織に対する客観的な業務評価の仕組みの検討に関する取組は十分ではない。先進的な水道事業者では水道技術の継承のための取組を行っており、一部では退職した技術者の経験を活かす取組が進められている。

今後の課題

○ 水道の運営管理に係る民間部門の活用を進めるためには、民間部門による業務が所期の目的を達成しているか否かを客観的に評価し、需要者等の理解を得られるようにすることが必要ではないか【国／都道府県等／水道事業者等】。
○ 自己責任による水道事業経営の透明性を確保する観点から、第三者機関等による公正な業務評価を実施する仕組みの検討が必要ではないか【国】。
○ 安心・安全な水道水が供給され、今後も持続的に供給されるかといった観点から、水道施設の適正な運転・維持管理や改築・更新、危機管理体制の確立等に資するべく、認可等の要件見直しや補助制度の充実等に係る検討・対応を随時行っていくとともに、従来の認可等による事前規制から適切な運営等が実施されているか否かを確認するための事後監督型の行政システムへの重点の移行について検討を進めていく必要があるのではないか【国／都道府県等】。
○ 今後、水道施設の将来の改築・更新需要ピークや技術者の大量退職を迎える中、安心・安全な水道水の安定的な供給を確保するため、水道技術の継承や官民等連携による技術者の育成・確保等により現在と同等の水準を確保していくことが必要ではないか。【水道事業者等／国／都道府県等】

主要施策

・新たな概念による広域化の推進及び集中と分散を最適に組み合わせた水供給システムの構築
・最適な運営形態の選択及び我が国の水道にふさわしい多様な連携の構築
・コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

【主要施策３】コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
老朽化施設の割合ゼロ				
・経年化浄水施設率【PI 2101】	－	－	2.9%	調査中
・経年化設備率【PI 2102】	－	－	40.2%	調査中
・経年化管路率【PI 2103】	－	－	6.2%	調査中
・管路更新率【PI2104】	1.26%	1.16%	1.00%	調査中

達成状況

－老朽化施設割合－

- 経年化率については、平成 17 年度で浄水施設が約３％、設備が約 40%、管路が約６％となっている。これらの指標は水道統計により平成 17 年度から値が明らかとなったところであり、今後、その推移の確認が必要（但し、当該 PI の定義は法定耐用年数を超えた施設の割合であり、必ずしも直ちに更新が必要な老朽化施設とは言えないことに留意）。
- 管路更新率は平成 17 年度で 1.0%となっており、この３年間はやや低下傾向で推移している。管路の法定耐用年数（40 年）のみで判断することはできないものの、今後の更新需要のピークを勘案すると、全国的に見て現在の更新率は必ずしも十分な水準ではないものと推察される。
-

進捗状況

- 水道施設の健全度を判定するための指針として「水道施設の機能診断の手引き」をとりまとめるとともに、水道の施設更新の必要性を客観的、定量的に示すための手順を示す指針として「水道施設更新指針」をとりまとめた【国】。
- （社）日本水道協会の水道料金制度調査会において、更新・再構築費用の確保等の観点から水道料金制度について検討中【水道事業者等】。
- 本年度以降の立入検査において、中長期的な更新需要に対応した水道施設の改築・更新計画や資金確保方策の推進を目的とし、将来における水道施設の更新需要や今後増加する建設改良費、料金設定・経営収支等の課題」などを重点検査項目として、順次検査を実施中【国／都道府県等】。

総合評価

- 適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新の観点から、水道施設の健全度評価を行うための指針や更新の必要性を説明するための指針がとりまとめられ、改築・更新の時代に向けた水道料金制度の検討が進められている。
- 施設の健全性の維持、改築・更新費用の最小化や平準化といった観点から他の公共事業分野で適用が進んでいるストックマネジメントやアセットマネジメントの水道分野への適用、更新積立金等による改築更新費用の確保については、一部の先進的な水道事業において検討や実施が図られている状況。

今後の課題

○ 水道事業は受益者負担を原則としており、将来の改築・更新にあたって、住民等の需要者の理解を得ながら改築・更新費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、需要者への説明責任を果たした水道施設の効果的・効率的な技術的管理・運営（アセットマネジメント）の検討や更新積立金等の資金確保方策の検討、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方についての検討等が必要ではないか【国／都道府県等／水道事業者等】。

（参考）指標の補足説明

〇新広域化人口率

新広域化人口率（%）＝A/B×100

A:水道用水供給事業から受水している上水道事業の給水人口及び都県営又は企業団営の上水道事業の給水人口の重複部分を除いた合算値（人）

B:上水道事業の給水人口（人）

業務の共同化が図られている水道事業が存在する都道府県

47 都道府県の管内において、「営業業務」、「管路管理業務」、「巡視点検業務」、「運転管理業務」、「水質検査業務」、「資機材融通等」、「その他の業務」のいずれかの業務について共同化を図っている水道事業が存在する都道府県数

〇給水カバー率

給水カバー率（%）＝（A＋B）/C×100

A:給水人口（人）

B:飲料水供給施設における給水人口（人）

C:総人口（人）

〇第三者委託の導入

第三者委託届出件数（件）

水道法に基づき、水道の管理に関する技術上の業務を委託している全国の上水道事業、水道用水供給事業、簡易水道事業及び専用水道の総数

PFI 導入（契約締結）件数（件）

PFI を導入した全国の上水道事業、水道用水供給事業、簡易水道事業及び専用水道の総数

〇水道に携わる技術者

技術職員数（人）

上水道事業及び水道用水供給事業の職員のうち、事務職及び技能労務職を除いた技術職員の人数

職員以外の技術職（人）

上水道事業及び水道用水供給事業の職員以外で委託契約に基づき、水道施設の運転管理や設備・機器の管理に常勤として従事する者の人数

水道技術管理者有資格者数（人）

上水道事業及び水道用水供給事業の職員並びに職員以外の技術職のうち、水道法第１９条に定める水道技術管理者の資格を有する者の人数

布設工事監督者有資格者数（人）

上水道事業及び水道用水供給事業の職員並びに職員以外の技術職のうち、水道法第１２条に定める布設工事監督者の資格を有する者の人数

水道施設管理技士登録者数（累計）（人）

法律に基づくものではなく、（社）日本水道協会が水道界の要望に基づき任意の自主資格として定めた水道施設管理技士（浄水施設管理技士（１～３級）及び管路施設管理技士（１級～３級））に登録している登録者数の累計値。

〇水道施設の更新

経年化浄水施設率（%）【PI 2101】＝A/B×100

A:法定耐用年数を超えた浄水施設能力

B:全浄水施設能力

経年化設備率（%）【PI 2102】＝A/B×100

A:経年化年数を超えている電気・機械設備数

B:電気・機械設備数の総数

経年化管路率（%）【PI 2103】＝A/B×100

A:法定耐用年数を超えた管路延長

B:管路総延長

管路更新率（%）【PI 2104】＝A/B×100

A:更新された管路延長

B:管路総延長

レビュー（施策の進捗状況及び今後の課題）

２）安心・快適な給水の確保

主要施策

- 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上
- 未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実
- 給水管・給水用具の信頼性の向上
- より高度な水質管理技術の導入の促進

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
異臭味被害率ゼロ（５年後半減）	0.31%	0.31%	1.00%	調査中
水質事故発生率(給水停止に至るもの)ゼロ	6 件	12 件	11 件	調査中
原水良好度（取水にあたって人為的発生源の影響を極力受けないこと）の向上	91.8%	95.6%	98.5%	調査中
未規制小規模施設把握率 100%	31.4%	23.8%	20.5%	調査中
水質管理率 100%				
小規模貯水槽水道管理率	1.9%	1.9%	1.9%	調査中
飲用井戸等の水質管理率	17.1%	19.9%	21.8%	調査中
給水管・給水用具事故数ゼロ	クロスコネクション等の事例有り	クロスコネクション等の事例有り	クロスコネクション等の事例有り	クロスコネクション等の事例有り
鉛給水管総延長ゼロ（５年後半減）	16,677ｋｍ	データ無し	9,597km	調査中

達成状況

- 異臭味被害率は減少していない。給水停止に至った水質事故についても依然として、年間１０件以上発生している状況。
- 未規制小規模施設把握率は低く、小規模貯水槽水道及び飲用井戸の管理率も低い水準で推移。
- 給水管・給水用具の事故については、年数件クロスコネクション等の報告がある。
- 鉛製給水管は減少傾向にあるが、今後は布設替えが困難な箇所が残されているため、減少傾向は鈍化すると考えられる。

進捗状況

《原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上》

- 水源から給水栓まで一貫した管理の徹底のため、「水安全計画ガイドライン」の策定に向けて、平成 19 年度内を目途に作業を進めてきており、その内容の水道事業者への周知を図る予定。【国】
- 原水水質の改善が進まない水域への高度浄水処理技術の導入の促進のため、国庫補助を継続。【国】
- 「飲料水健康危機管理実施要領」の適切な運用を推進するとともに、衛生管理の不徹底に起因する水質事故の発生の際には、水道事業者等に対して注意喚起を行った。【国】
- 水道水源流域等の関係者の連携の強化、利用者等に対しての水質管理についての情報提供については、一部の水道事業者では積極的に実施されているが、事業者により差が大きく、連携がされていない地域や、適切な情報提供を行っていない水道事業者も存在。【水道事業者等】
- 平成 17 年度より水質検査計画の策定が義務づけられ、計画的な検査の実施による水質改善が図られているが、水道事業者、地方公共団体及び登録水質検査機関において、精度に問題のある機関等が存在。【水道事業者等／都道府県等／検査機関】
- 水質検査については、水道法に基づく義務として、各水道事業者で実施されているが、一部の水道事業者では、水道法の規定どおりに行われていない状況もみられる。【水道事業者等】

《未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実》

- 貯水槽水道については、平成１８年度に管理運営マニュアルがまとめられた。一部の水道事業者では直結給水への切替を促進するための取組が行われている。【国／水道事業者】
- 依然として、水道法規制対象外の小規模な施設において、水質基準を超過している事例が見られる。飲用井戸における水質検査の受検率は低く、水質基準に適合していない飲用井戸が多数存在し、感染症の発生等の問題が起きている状況。厚生労働省では、小規模施設についての実態調査を進めているが、具体的な制度的対応については、まだ検討中の段階。【国／都道府県等／個人】

《給水管・給水用具の信頼性の向上》

- 給水用具に係る逆流防止装置の安全性について調査・検討を実施。検討結果に基づき、満たすべき性能、維持管理の必要性について、関係団体へ周知を図る予定。【国】
- 指定給水装置工事事業者制度の評価に向け、平成 16～17 年度に給水装置の適切な維持管理について調査を実施、平成 17～18 年度に制度に関する実態調査を実施。平成 19 年 3 月から検討会を設置し、制度の施行状況評価及び課題解決方策について検討した。【国】
- 鉛製給水管の布設替えが水道水質における鉛汚染の予防・削減に有効であることから、鉛製給水管の布設替え促進策について整理した「鉛製給水管布設替促進方策検討会報告書」を公表・周知した。【国】

《より高度な水質管理技術の導入の促進》

- 飲料水の水質リスク管理や健全な水循環の形成に資する浄水・管路技術等に関する研究開発に対し国庫補助を行っている。【国／専門家】
- 財団法人水道技術研究センターを中心として、産官学の連携により e-WATERⅡ（安全でおいしい水を目指した高度な浄水処理技術の確立に関する研究）や New Epoch（管路施設の機能診断・評価に関する研究）が進められており、平成 19 年度中を目途にとりまとめが行われる予定である。【国／専門家／検査機関】

総合評価

《原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上》
- 統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上については、水安全計画ガイドライン策定に向けた取組を着実に実施した。一方、給水停止に至る事故が毎年発生しているほか、飲料水に起因する感染症も簡易水道等で散発的に発生していることから、水質管理の更なる徹底が必要。
- 異臭味被害については、改善傾向が鈍化しており、今後も、異臭味被害を改善するための取組が必要。施策目標値には、反映されていないが、高度浄水処理の導入は着実に進んでいる。
- 水道水源流域等の関係者の連携の強化及び水質管理の情報提供については、未だに十分な状況とは言えない。
- 水道事業者、地方公共団体及び登録水質検査機関における検査精度確保に向けての検討が必要。
- 水道水質検査は、適切に実施することが必要であるが、コスト要因となるものが含まれることもあり、必要十分なものとなっているかの再検討も必要。

《未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実》
- 水道法規制対象外施設の水質管理の状況については、更なる改善を図ることが重要。貯水槽水道については、管理状況の検査の受検率が低い状況。
- 未規制小規模施設把握率の指標については、意味のある適切な数値を算出することは困難。飲用井戸等の施設数、水質管理状況の実態把握も困難。

《給水管・給水用具の信頼性の向上》
- クロスコネクション等の事故事例が依然として見られ、事故を減らしていく必要がある。給水用具の逆流防止装置について、満たすべき性能、維持管理の重要性を整理。引き続き、逆流防止装置についての調査・検討が必要。
- 指定給水装置工事事業者制度は施行後 10 年が経過し、規制緩和の効果や施行状況について検討。規制緩和の成果は現れていると評価される一方、問題・課題が明らかとなった。
- 全体としては鉛製給水管の布設替えは進んでいる。公道部に設置されている鉛製給水管は減少しているが、減少傾向鈍化が見られる。一方、宅地部の鉛製給水管の布設替えは進んでいない。

《より高度な水質管理技術の導入の促進》
- 原水条件に応じた最適浄水プロセスの選定指針の作成や臭気原因物質等の検知と除去方法等に関する研究開発に対し補助を行っており、国民が求めている安全でおいしい水を供給する効率的な浄水技術の選定手法が検討され、異臭味被害の改善を含め、適切な浄水処理方法が選択されることが期待される。

今後の課題

《原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上》
○ 水道水質管理の更なる徹底のためには、水安全計画の普及・定着も含め、水道施設管理の適切性と透明性を確保するための手法について検討が必要ではないか。【国】
○ 異臭味被害を減少させるためには、今後も一層の高度浄水処理の導入等の推進が必要ではないか。【水道事業者等／国】
○ 水質事故、異臭味被害状況の改善のためには、水道水源流域等の関係者の連携の強化に向けた具体的取組が必要ではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】
○ 水道事業者、地方公共団体及び登録水質検査機関における信頼性確保の体制、外部精度管理の実施状況等を確認するとともに、自主的な取組を促進させるための施策の検討が必要ではないか。【水道事業者等／都道府県等／検査機関】
○ 水道水質検査について、立入検査の実施等により水道法に基づく義務の適切な履行を指導するとともに、合理化等の面から、見直しの必要についての検討も必要ではないか。【国】

《未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実》
○ 水道法規制対象外施設の衛生対策については、今後も引き続き管理水準の向上に向けての取組の推進が必要であり、対応方策についても検討が必要ではないか。貯水槽水道の管理の体制、制度については、検査結果等の使用者への情報提供や、問題があった場合に円滑な改善を図る仕組み等について検討するとともに、直結給水への切替を促進する必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者】
○ 飲用井戸等については、まずは、対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策及び評価指標の検討が必要ではないか。また、水道事業者が衛生部局と連携して技術的管理を支援するための方策を検討する必要があるのではないか。【国／都道府県等】
○ 水質管理の向上のためには、利用者の関心を高めることが必要であり、特に小規模施設についても水質検査結果の利用者への提供等も課題ではないか。【国／都道府県等】

《給水管・給水用具の信頼性の向上》
○ 逆流防止措置に関して引き続き調査、検討が必要。クロスコネクション防止に向け、危険性の高い施設を重点に啓発を図る必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者】
○ 指定給水装置工事事業者制度の施行状況評価及び課題解決方策に関する検討結果に基づき、課題解決に向けて対応。【国／水道事業者／工事事業者等／需要者】
○ 鉛製給水管の布設替え促進のため、総合的な布設替え事業を推進していく必要がある。特に水道事業者が比較的関与のしやすい公道部については、着実な布設替えが求められるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者】

《より高度な水質管理技術の導入の促進》
○ 安心・快適な給水の確保に係る技術開発については、産学官の連携による取組をより一層推進する必要があるのではないか。【専門家／検査機関／国／都道府県等／水道事業者等】

（参考）指標の補足説明

異臭味被害率

異臭味被害人口（人）と異臭味被害の発生期間（日）の積の、全給水人口（人）×年間日数に対する割合（%）。（異臭味被害人口；浄水で異臭味による被害が発生した浄水施設に係る給水人口。）

水質事故発生率(給水停止に至るもの)

水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、給水停止に至った事故件数（件）

原水良好度（取水にあたって人為的発生源の影響を極力受けないこと）

有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準（５mg/L）達成率（%）

未規制小規模施設把握率

飲用井戸等の施設把握率（%）＝A/B×100

A:飲用井戸等把握数（箇所）

B:飲用井戸等把握数（推定分含む）（箇所）

水質管理率(未規制施設等小規模施設においても一定水準の水質管理が確保されていること)

小規模貯水槽水道管理率（%）＝A×（100-B）/100

A:小規模貯水槽水道の検査受検率（%）

B:小規模貯水槽水道の検査指摘率（%）

飲用井戸等の水質管理率（%）＝A×（100-B）/100

A: 飲用井戸等の水質検査受検率（%）

B:飲用井戸等の水質検査不適合率（%）

A、B の対象項目は、一般項目

鉛給水管総延長（ｋｍ）

平成 15 年度　日本水道協会調査

平成 17 年度　水道統計

3）災害対策等の充実

主要施策

・地震対策の充実、確実な対応
・地域特性を踏まえた渇水対策の推進
・相互連携、広域化による面的な安全性の確保
・災害発生時の事後対策の充実

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
《地震対策の充実、確実な対応》				
基幹施設の耐震化率 100%				
・浄水施設耐震率【PI 2207】	（19.9%）	（18.6%）	12.4%(※)	調査中
・配水池耐震施設率【PI 2209】	（26.3%）	（27.6%）	20.1%(※)	調査中
基幹管路の耐震化率 100%	（13.5%）	（13.9%）	10.8%(14.4%)(※)	調査中
《地域特性を踏まえた渇水対策の推進》				
すべての事業で地域の実情に応じた給水安定度を確保				
水源余裕率【PI 1002】	－	40.8%	55.3%	調査中
《相互連携、広域化による面的な安全性の確保》				
バックアップ率 40%（東海地域、東南海・南海地域は 60%）				
・バックアップ率（事業体毎の平均値）	23%（※２）		11%	
・バックアップ水量（全国合計値）	約 485 万 m³/日	－	約 492 万 m³/日	調査中
・バックアップ率（全国水量÷全国配水量）	9.6%		9.8%	
《災害発生時の事後対策の充実》				
すべての事業で応急給水目標量確保	156L/人	－	166L/人	調査中
・給水人口一人当たり貯留飲料水量【PI 2001】				
すべての事業で応急復旧体制を整備				
（特に東海地域、東南海・南海地域はできるだけ早期に達成）				
・応急給水計画の策定状況（%）	－	－	34%	調査中
・応急復旧計画の策定状況（%）	－	－	30%	調査中
・応急給水・応急復旧協定締結状況（%）	37%	－	56%	調査中
・危機管理マニュアル策定状況（地震）（%）	46%（※３）	－	40%	調査中

達成状況

《地震対策の充実、確実な対応》（※）
※平成 17 年度調査より耐震化の定義を厳格化し、基幹施設では「L2 地震動に対応」している施設（以前は耐震化した施設）を耐震施設としたため、浄水場耐震化率は 12.4%、配水池耐震化率が 20.1%となっている。また、基幹管路では「ダクタイル鋳鉄管のうち耐震型継手」「鋼管のうち溶接継手」「ポリエチレン管のうち高密度・熱融着継手」（以前はダクタイル鋳鉄管耐震継手＋鋼管全て＋ポリエチレン管全て）を耐震管路としたため耐震化率が 10.8%（従来の定義では H17 基幹管路耐震化率 14.4%）となっている。
《地域特性を踏まえた渇水対策の推進》
・確保している水源水量と実績１日最大給水量の比から水源のゆとり度を見る「水源余裕率」については、平成 17 年度末で 55.3%である。（１日最大給水量によって数値が変動するため、参考数値として扱う。）
《相互連携、広域化による面的な安全性の確保》
※２水道ビジョン策定時に、当時回答のあった水道事業者毎のバックアップ率の平均をとったところ約 23%であった。平成 17 年度は、回答した水道事業者数が増加したこともあり、バックアップ率は半減している。
・一方、水道事業体が把握しているバックアップ水量の合計は、平成 17 年度末で約 492 万 m³/日で、1 日最大配水量の合計値の約 9.8%である。
・ビジョン策定時のバックアップ率は、回答率及び市町村合併等の影響が大きいため、指標の定義について検討が必要ではないか。
《災害発生時の事後対策の充実》
・　配水池容量の 2 分の 1 と緊急貯水槽の容量を給水人口で除した給水人口一人当たりの非常時の飲料水確保量を見る「給水人口一人当たり貯留飲料水量」については着実にその容量が増加している。
※３ビジョン策定時当初は、全市レベルの防災計画を以てマニュアル策定済みとしていた事業体が散見された。
・　応急復旧体制について、危機管理マニュアル等が整備されていない事業者が多く見られる。

進捗状況

《地震対策の充実、確実な対応》
・　基幹施設の耐震化を促進するため、配水池及び浄水場等の基幹水道構造物に対して国庫補助制度を整備した。【国】
・　耐震性の非常に弱い石綿セメント管更新事業の補助要件を緩和し、布設替え促進を図っている。【国】
・　「水道施設の耐震化計画策定指針」の改定を今後行う予定。管路の耐震化に関する検討会及び施設の耐震化に関する検討会の検討結果を受け、「水道施設の技術的基準を定める省令」の改正を予定。【国】
《地域特性を踏まえた渇水対策の推進》
・　地域の実情や特性を踏まえ、水道水源開発に対して国庫補助を行っている。【国】
《相互連携、広域化による面的な安全性の確保》
・　緊急時用連絡管の整備事業について検討を実施。【国】
《災害発生時の事後対策の充実》
・　配水池容量の 2 分の 1 と緊急貯水槽の容量を給水人口で除した給水人口一人当たりの非常時の飲料水確保量を見る「給水人口一人当たり貯留飲料水量」については着実にその容量が増加している。【都道府県／水道事業者等】
・　危機管理マニュアルとして「水道の危機管理対策指針策定調査報告書」を策定し公表した（ホームページ）。【国／都道府県／水道事業者等／検査機関、専門家／需要者】

総合評価

《地震対策の充実、確実な対応》
・　基幹施設、基幹管路の耐震化については、数値に見える形で進んでいない。また、水道事業体において耐震化計画が十分に策定されていない状況も見られる。
・　各種マニュアルの整備、省令改正等により、水道施設の災害対策、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
《地域特性を踏まえた渇水対策の推進》
・　地域の実情や特性を踏まえ、今後とも水道水源開発等の渇水対策を着実に進める必要がある。
《相互連携、広域化による面的な安全性の確保》
・　水道事業者においては、地域の特性や施設の状況により緊急時連絡管を設置しているが、引き続き非常時に水を相互に融通できる緊急時連絡管の設置を図る必要がある。
《災害発生時の事後対策の充実》
・　給水人口当たり貯留飲料水量は初期の必要量を確保できており、今後は施設・管路の耐震化、応急復旧・給水等の事後対策の充実を図る必要がある。

今後の課題

《地震対策の充実、確実な対応》
○　水道事業者等において耐震化事業を計画的に実施していくために、耐震化計画の策定、実施に向けた取り組みを推進する必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】
○　耐震性が特に低い石綿セメント管について、優先的に適切な耐震性能を有する管へ布設替えが図られるよう、取り組みを推進する必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】
○　耐震化の推進のためには需要者の理解を得る必要があり、特に重要な水道施設の耐震化の状況について、需要者への情報提供等が必要ではないか。【水道事業者等】
《地域特性を踏まえた渇水対策の推進》
○　近年の少雨化傾向等を踏まえ、地域の実情や特性に応じて水道水源開発等を計画的に進め、渇水対策の充実を図ることが必要ではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】
《相互連携、広域化による面的な安全性の確保》
○　水道事業者間の相互連携が図れるよう、緊急時用連絡管の整備も含め、災害発生時に必要な水を供給する応急給水体制の整備を推進する必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】
○　全国一律のバックアップ率を目標にするのではなく、地域の実情や特性に応じて、計画的に必要なバックアップ量を確保することが必要ではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】
《災害発生時の事後対策の充実》
○　水道事業者において危機管理マニュアル等の整備が促進されるよう、引き続き危機管理体制の整備を推進していく必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】

３）災害対策等の充実

基幹施設の耐震化率

浄水施設耐震率（%）【PI 2207】＝A/B×100
A:耐震対策の施されている浄水施設能力（m^3/日）
B:全浄水施設能力（m^3/日）

配水池耐震施設率（%）【PI 2209】＝A/B×100
A:耐震対策の施されている配水池容量（m^3）
B:全配水池容量（m^3）
※　平成 17 年度調査より耐震化の定義を厳格化し、基幹施設については「L2 地震動に対応」している施設（以前は耐震化した施設）を耐震化としたため耐震化率が減少している。

基幹管路の耐震化率

基幹管路の耐震化率（%）＝A/B×100
A:耐震管延長（導水管、送水管、配水本管）（km）
B:管路延長（導水管、送水管、配水本管）（km）
※　平成 17 年度調査より耐震化の定義を厳格化し、基幹管路については「ダクタイル鋳鉄管のうち耐震型継手」「鋼管のうち溶接継手」「ポリエチレン管のうち高密度・熱融着継手」（以前はダクタイル鋳鉄管耐震継手＋鋼管全て＋ポリエチレン管全て）を耐震化としたため耐震化率が減少している。なお、PI 2210 は管路の耐震化率（＝耐震管延長（導水管、送水管、配水管（本管及び支管））/管路総延長（導水管、送水管、配水管（本管及び支管）））である。（参考：管路の耐震化率【PI 2210】は 6.2%（平成 17 年度））

地域の実情に応じた給水安定度

水源余裕率（%）【PI 1002】＝（A－B）/B×100
A:確保している水源水量（m^3/日）
B:実績一日最大配水量（m^3/日）

応急給水目標量

給水人口一人当たり貯留飲料水量（L/人）【PI 2001】＝（A×1/2＋B）/C×1,000
A:配水池総容量（緊急貯水槽容量は除く）（m^3）
B:緊急貯水槽容量（m^3）
C:給水人口（人）

バックアップ率（%）＝（A＋B＋C＋D）/E×100
A:他事業者との連絡管で確保可能な水量（m^3/日）
B:予備水源で確保可能な水量（m^3/日）
C:水道用水供給事業者からの浄水受水増強で確保可能な水量（m^3/日）
D:その他（A～C 以外）で確保可能な水量（m^3/日）
E:実績一日最大給水量（m^3/日）
※ビジョン策定時のバックアップ率は、水道事業者毎のバックアップ率の平均値としている。

応急復旧体制

応急給水計画の策定状況（%）＝A/B×100
A:応急給水計画策定事業数　B:全事業数

応急復旧計画の策定状況（%）＝A/B×100
A:応急復旧計画策定事業数　B:全事業数

応急給水・応急復旧協定締結状況（%）＝A/B×100
A:応急給水・応急復旧協定締結事業数　B:全事業数

危機管理マニュアル策定状況（地震）（%）＝A/B×100
A:地震対策マニュアル策定事業数　B:全事業数

防災訓練の実施頻度（%）＝A/B×100
A:防災訓練実施事業数　B:全事業数

レビュー（施策の進捗状況及び今後の課題）

４）環境・エネルギー対策の強化

主要施策

- 水道運営への経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入
- 水利用を通じた環境保全への積極的な貢献
- 健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
浄水汚泥の有効利用率 100% ・浄水発生土の有効利用率【PI4004】	 48%	 52%	 54%	 調査中
単位水量当たり電力使用量 10%削減 ・給水量 1m3 当たり電力使用量 ・単位水量当たり電力使用量変化（平成 13 年度実績[0.50kWh/m3]比）	 0.496kWh/m3 -1.0%	 0.499kWh/m3 +0.4%	 0.510kWh/m3 +1.8%	 調査中 調査中
石油代替ｴﾈﾙｷﾞｰ利用事業者の割合 100% ・石油代替エネルギー利用事業者割合 [参考]再生可能エネルギー利用率【PI4003】	 1.8% －	 － －	 2.8% 0.37%	 調査中 調査中
有効率 ・大規模事業：98%以上 ・中小規模事業：95%以上 （参考：全体平均値）	 93.7% 89.1% 92.2%	 93.9% 89.2% 92.4%	 93.8% 89.0% 92.3%	 調査中 調査中 調査中

達成状況

《水道運営への経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入》

- 浄水汚泥の有効利用率は平成 17 年度 56%であり、着実に上昇している。
- 単位水量当たりの電力使用量（＝電力使用量計[上水道事業及び用水供給事業]／年間給水量[上水道]）は平成 17 年度 0.510kWh／m^3 で、ここ３年間はやや上昇傾向にあり、原単位の削減は進んでいない。

《水利用を通じた環境保全への積極的な貢献》

- 石油代替エネルギー利用事業者の割合はほぼ横這いで推移しており、再生可能エネルギーによる電力使用量の割合は平成 17 年度で 0.37%（電力使用量約 3,000 万 kWh、CO2 排出量で約２万ｔ相当）となっている。

《健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築》

- 有効率については、平成 17 年度で大規模事業体（給水人口 10 万人以上）が平均 93.8%、中小規模事業体（同 10 万人未満）が平均 89.0%であり、近年はほぼ横這い傾向となっている。

進捗状況

《水道運営への経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入》

- 「水道事業における環境対策の手引書」をホームページ上に公開し、各水道事業における資源の循環的利用及び省エネルギー対策・地球温暖化対策の充実等を促している【国】。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場（浄水場等）エネルギー使用量等の定期報告や中長期計画の作成・提出などが義務づけられている【国／水道事業者等】。

《水利用を通じた環境保全への積極的な貢献》

- 「水道事業における環境対策の手引書」をホームページ上に公開し、各水道事業における石油代替エネルギー（再生可能エネルギー）利用の充実等を促している【国】。

《健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築》

- 有効率及び水道普及率の向上のため、国庫補助事業等も活用し、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等を行っている【国／水道事業者等】。

総合評価

《水道運営への経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入》
- 浄水汚泥（発生土）の有効利用率が着実に上昇しているものの、引き続き有効利用率の向上を促していく必要がある。
- 単位水量当たりの電力使用量が近年やや上昇傾向にあることから、今後更なる省エネルギー対策が必要となる。特に、改築・更新の際に省エネ機器の導入に加え水道施設の最適配置を検討することにより、水道システム全体としての消費エネルギー最小化に努める必要がある。
- 地球温暖化対策が政府全体における重要課題となっている中、公益サービス提供者であるとともにエネルギー消費業種でもある水道事業においても、温暖化対策（省エネルギー対策）への主体的かつ積極的な貢献が求められる。

《水利用を通じた環境保全への積極的な貢献》
- 省エネルギー対策と併せて石油代替エネルギー（再生可能エネルギー）の導入を積極的に推進する必要がある。

《健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築》
- 有効率については、近年横這い傾向にあることを踏まえ、老朽管路の計画的な更新等を推進するとともに、水道施設の老朽化や水道施設の事故割合等の検証など、有効率上昇の障害要因を更に分析する必要がある。
- 健全な水循環系の構築については、適切な指標の選定について更なる検討を行う必要がある。

今後の課題

《共通》
○ 「水道事業における環境対策の手引書」等を活用し、環境対策（資源の循環的利用、省エネルギー・再生可能エネルギー対策（地球温暖化対策）、水資源の有効利用等）に係る各種取組をより積極的かつ計画的に実施する必要があるのではないか。【水道事業者等】
○ 水道事業者等における環境・エネルギー対策の各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行い、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報を水道事業者等に提供し、水道事業者等の更なる取組促進を支援する必要があるのではないか。【国】
○ 水道運営の経済性（持続可能な水道運営）との両立も勘案した上で、水道事業及び水道利用に係る各種環境・エネルギー対策の一層の推進を図り、施策目標の全国的な達成を実現するために必要な方策について引き続き検討する必要があるのではないか。【国】

《水道運営への経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入》
○ 浄水汚泥（発生土）等の廃棄物の有効利用について、経済性や省エネルギー・省 CO2 等の観点にも配慮しつつ、より一層の有効利用率向上に向けた推進方策の検討・実施が必要ではないか。【水道事業者等】
○ 省エネルギー対策について、水道施設の改築・更新の際に水道システム全体としての消費エネルギーを減少させる観点から、水道施設の最適配置や省エネ機器の使用に関する推進方策の検討・実施を進めることが必要ではないか。【水道事業者等】

《水利用を通じた環境保全への積極的な貢献》
○ 石油代替エネルギー（再生可能エネルギー）利用について、水道施設の立地環境等の条件を勘案し、導入可能なエネルギー利用策（発電方式等）に関する検討を進めることが必要ではないか。【水道事業者等】
○ 水の有効利用という観点から、水の気化熱の利用など社会全体のエネルギー使用量削減についての検討・実施が必要ではないか。【水道事業者等】
○ 環境・エネルギー対策に係る技術開発について、産学官の連携による取組をより一層推進する必要があるのではないか。【国／都道府県等／水道事業者等】

《健全な水循環系の構築に向けた連携強化・水道施設の再構築》
○ 老朽管等の水道施設の計画的な更新等により、より一層の有効率の向上に努めることが必要ではないか。【水道事業者等】
○ 健全な水循環系の構築に向けて、関係者との連携という観点から、水安全計画の活用等により水道事業者では対応できない危機の分析とその対応策の検討を推進することが必要ではないか。【水道事業者等】

（参考）指標の補足説明

○浄水汚泥の有効利用率

浄水発生土の有効利用率（%）【PI4004】＝A/B×100

A:有効利用土量（t-DS）

B:浄水発生土量（t-DS）

○単位水量当たりの電力使用量

給水量 1m3 当たり電力使用量（kWh/m^3）＝A/B×100

A:全施設の電力使用量（kWh/年）

B:年間給水量（m^3/年）

○石油代替エネルギー利用事業者の割合

石油代替エネルギー利用事業者の割合（%）＝A/B×100

A:石油代替エネルギー利用事業者数

（石油代替エネルギー：水力発電、太陽光発電、風力発電、その他の再生可能エネルギー設備により発電されたエネルギー）

B:全事業者数

（参考）再生可能エネルギー利用率【PI 4003】＝A/B×100

A:再生可能エネルギー設備により発電され使用された電力量（kWh/年）

B:全施設の電力使用量（kWh/年）

○有効率

有効率（%）＝A/B×100

A:年間有効水量（m^3/年）

（有効水量：水道事業の運営上、漏水等により無効にならず需要者等により有効に使用された水量）

B:年間給水量（m^3/年）

レビュー（施策の進捗状況及び今後の課題）

５）国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

主要施策

- 水道分野の国際貢献の推進
- 国際調和の推進等我が国水道の国際化

目標の達成状況

施策目標	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
水道分野の研修生受入れ数 10 年間で約 600 人	99 人	127 人	77 人	101 人
派遣専門家（長期＋短期）数 10 年間で約 400 人	28 人	27 人	23 人	20 人
すべての事業で指標を用いた業務改善を実施（PI 公表事業体数）	51 事業体	61 事業体	35 事業体	79 事業体（H19.2）

達成状況

《水道分野の国際貢献の推進》
- 研修生受入数は高い実績数で推移しているが派遣専門家の実績は低い状況。

《国際調和の推進等我が国水道の国際化》
- 指標を用いた業務改善を行っている事業体は少数に留まっている。（平成 17 年１月「水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2005)」制定）

各種方策の進捗状況

《水道分野の国際貢献の推進》
- 技術協力案件の検討、養成研修の実施などにより、派遣専門家の養成、確保、海外研修生の受入を計画的に実施。【国／水道事業者等／水道関係団体等】

《国際調和の推進等我が国水道の国際化》
- 水道事業ガイドラインが制定され、様々な業務指標を用いて水道事業体の特徴や問題点を把握することが可能となった。【国／水道関係団体】

《共通》
- 官民学の参画による水道分野の国際協力戦略に関する懇談会を開催し、課題の抽出及び今後の取組について検討を実施。【国／学識経験者／水道関係団体等】
- 開発途上国（ASEAN 等東南アジア）の水道分野における長期的な将来予測をするとともに、発展のシナリオを作成し、我が国の国際貢献の枠組みも視野に入れながら、水道産業界が開発途上国に対してどのように関与していき、市場に展開していけるかを検討中。【国／学識経験者／水道事業者等／民間企業等】
- 世界水フォーラム、アジア・太平洋水サミット等において情報発信を実施。【国／学識経験者／水道関係団体等】
- Ｏ&Ｍネットワークへの継続的財政支援及びコーディネーターとしての中心的取組を継続。【国】
- ＩＳＯ／ＴＣ２２４の国際規格の策定及びＩＳＯ／ＴＣ２２４の国内規格となる業務指標（PI）を示した「水道事業ガイドライン」の策定に対して積極的に貢献した。【国／学識経験者／水道関係団体等】
- 社団法人日本水道協会検査制度見直し検討においては、国際化対応の視点を盛り込む方針で検討中。【国／水道関係団体】
- 国際貢献、国際展開の積極的な支援に向けた検討を実施するために、水道産業国際展開推進事業費が確保された。【国】
- アジア・ゲートウェイ構想の最重要項目に水道事業の海外進出促進が盛り込まれるなど、水道事業の国際展開が重要政策として位置づけられた。【国】

総合評価

《水道分野の国際貢献の推進》
- 海外研修生の受入れや派遣専門家については相応の実績が見られる。
- 各種方策を推進するためには、水道界が、途上国等の諸外国に対し国際協力の枠組みも視野に入れて積極的に関与し、市場として展開可能となるような支援体制の確立が必要であるとともに、人材組織の拡充等により、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保可能となるような体制の確立が必要である。

《国際調和の推進等我が国水道の国際化》
- 水道界において世界的な国際化が進展している状況であり、WHO、ＩWA等の国際機関やＩＳＯ等の国際的活動により一層参加・貢献していくことが必要である。
- 業務指標を用いた業務改善の必要性について、更なる啓発活動が必要である。

今後の課題

《水道分野の国際貢献の推進》
○ これまで発展途上国に対する技術協力、政府開発援助は、施設の整備に主眼が置かれていたが、施設の維持管理について、民間活用・人材育成を行いつつ長期的なスパンで実施するための具体的方策を検討することが必要ではないか。【国／水道事業者等／水道関係団体等】

《国際調和の推進等我が国水道の国際化》
○ 業務指標について、国内でのより一層の活用や有効利用方法の検討を進めるとともに、日本の指標が世界標準となるよう、国際的な展開を視野に入れた検討が必要ではないか。【国／水道事業者等／水道関係団体等】

《共通》
○ 職員の減少等により、水道事業者等が主体となった従来の体制のまま国際協力を継続することに困難が生じることが予想され、水道分野の国際協力を支える国内体制の整備に向けた検討が必要ではないか。【国／水道事業者等】
○ 国際機関、国際的活動、他国との連携、協力を一層強化するための取組が必要ではないか。また、取組にあたっては、相手国の経済発展に対応した水道事業の育成を支援する国際協力の在り方を検討する必要があるのではないか。【国／水道事業者等】
○ 上記の課題等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置について積極的な取組が必要ではないか。【国】